

～商店街等の空き店舗兼住宅を改装し、店舗として貸し出す所有者の方を支援します！～

商店街等店舗兼住宅活用推進事業（空き店舗対策事業費補助金）

ポイント

商店街等の店舗兼住宅の活用推進のため、**空き店舗所有者が出店希望者に貸し出すために行う店舗部分と住居部分との機能分離等の事業**について市町村とともに支援する制度です。

補助事業者

市町村等

事業実施主体

空き店舗所有者

対象事業

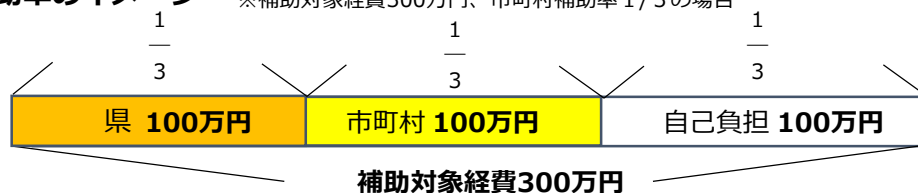
店舗兼住宅の店舗部分と住居部分との機能分離等にかかる事業

補助率等

- ・補助率：補助対象経費の**1/3以内** ※市町村負担額：**1/3以上**
- ・補助上限：**1,000千円（空き店舗1件あたり）**

〈参考〉補助率のイメージ

※補助対象経費300万円、市町村補助率1/3の場合



補助対象経費

- ・店舗部分と住居部分の分離にかかる経費
 - ・既存設置物の処分費
 - ・内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備
 - ・電気、水道、ガス等の子メーター設置
- ※内外装工事は、店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、華やかな装飾等は補助対象外

補助の条件

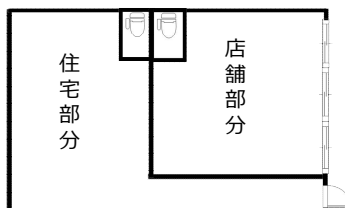
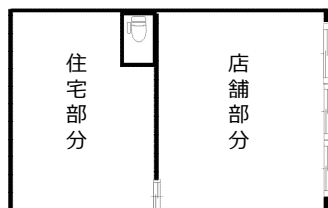
- ①市町村の空き店舗バンク等※への登録等を行い、**2年以内に出店希望者に店舗部分を貸し出すこと**
 - ②店舗部分を**出店希望者へ貸し出す場合、最低3ヶ月（最長6ヶ月）の間、賃料を無料にすること**
- ※空き店舗バンクがない場合は、市町村の空き家バンクや不動産情報などへの掲載も可

事業例

1階店舗部分の裏が住居で、店舗部分と住居部分の入口が共用となっており、店舗から住民が入り出りする必要がある。また、トイレが1階住居部分にしかない。

【事業内容】

- ・店舗を通らずに住居へ出入りできるよう、店舗の一部を住居部分の通路として改装
- ・店舗側に新たにトイレを設置



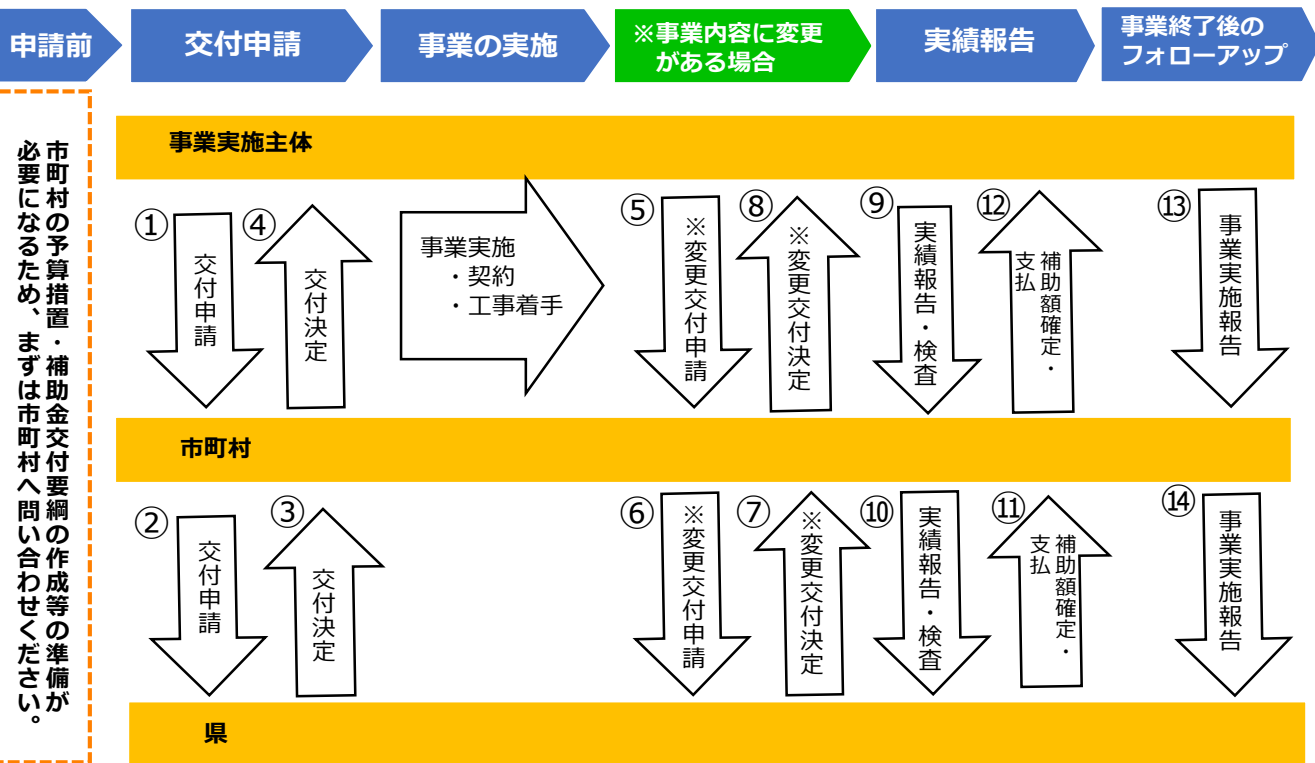
Check! 裏面も
確認ください

⚠ 注意事項

- ・本事業は店舗兼住宅の所有者向けの補助金です。
※出店者向けの補助金については、下記問い合わせ先までご連絡ください
- ・商店街等（県内各地域の中心商業エリア）に位置する空き店舗兼住宅が補助対象となります。
※対象エリアについては、市町村及び県経営支援課にお問い合わせください。
- ・未登記の建物は補助対象となりません。また、共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていることが必要です。
- ・補助対象となる工事等には、市町村からの交付決定通知があるまでは着手しないでください。
市町村の交付決定を待たずに工事等に着手した場合は、補助対象外となります。
- ・空き店舗兼住宅の店舗部分が使用されなくなって3ヶ月以上経過したものが対象となります。
- ・当事業は市町村を通じた間接補助のため、市町村の予算措置が必要になります。
- ・消費税及び地方消費税は補助対象外です。
- ・出店者の募集を2年未満で中止する場合など、交付の条件に違反した場合は、補助金を返還していただくことがあります。

申請スケジュール〈例〉

※申請から交付決定まで約1ヶ月の時間を要しますので、早めにご相談ください。



問い合わせ

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部経営支援課 商業流通担当

TEL:088-823-9679 FAX:088-823-9138

E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp



高知家の商店街